

会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和４年度第４回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	１ 諮問事項 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて（公開） ２ 個人情報取扱事務について（公開） 報告事項 (1) 予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務の変更について（新型コロナウイルスワクチン接種対策室） (2) 市営住宅の管理に関する事務の変更及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（営繕課） (3) 住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置事務の変更について（市民課） (4) 固定資産税・都市計画税賦課事務の変更について（課税課） ※ (3)及び(4)については、一括して報告を受ける。 (5) 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）事務の開始について（農政課） (6) 野田市肥料価格高騰対策事業に関する事務の開始について（農政課） (7) 野田市飼料価格高騰対策事業に関する事務の開始について（農政課） ※ (6)及び(7)については、一括して報告を受ける。 (8) 新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターに関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（保健センター） (9) 住民監査請求に基づく監査に関する事務の変更について（監査委員事務局） (10) 財政援助団体等に対する監査に関する事務の変更について（監査委員事務局） ※ (9)及び(10)については、一括して報告を受ける。
日 時	令和４年１０月４日（火）午後３時から午後５時２０分まで
場 所	市役所低層棟４階 委員会室
出席委員氏名	須賀 昭徳、小林 義和、高橋 澄江、玉真 聡志、松本 純子
事務局等	実施機関 今村 繁（副市長）、大久保 貞則（総務部長）、寺門 洋行（総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課文書法規係主任主事）、岡田 勇貴（新型コロナウイルスワクチン接種対策室長）

	接種対策室主幹）、井上 航（新型コロナウイルスワクチン接種対策室主事）、中村 利夫（営繕課長）、鈴木 隆一郎（営繕課副主幹）、渡辺 光輝（営繕課市営住宅係主事）、小澤 みどり（市民課受付係長）、藤本 裕人（市民課受付係主査）、金盛 雄太（市民課受付係主任主事）、青山 直樹（課税課長補佐）、岡田 公威（課税課家屋係長）、山中 巖（農政課長補佐）、戸ヶ崎 達也（農政課農政係主査）、恩田 綾（農政課農政係主事）、峯崎 光春（保健センター長補佐）、中山 知子（保健センター長補佐）、木村 文子（保健センター健康増進係主査）、飯塚 浩司（監査委員事務局長）、本川 明史（監査委員事務局主査） 事務局 大久保 貞則（総務部長）、寺門 洋行（総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課文書法規係主任主事）
傍 聴 者	0 人
議 事	
令和４年度第４回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。 １ 諮問事項（公開） 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて 担当者から課題整理票②から⑤までについての説明を受けた。 須賀会長 何か意見等あるか。なければ総務課案のとおり承認してよろしいか。 （異議無し） 続いて、担当者から課題整理票⑧についての説明を受けた。 須賀会長 何か意見等あるか。なければ総務課案のとおり承認してよろしいか。 （異議無し） 続いて、担当者からパブリック・コメント案についての説明を受けた。 須賀会長 過去に実施したパブリック・コメントにおいて意見は出たか。 高谷係長 前回、平成３０年に野田市情報公開条例について実施した際には、４件の意見がありました。 須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ総務課案のとおり承認してよろしいか。 （異議無し） ２ 個人情報取扱事務について（公開） 報告事項 (1) 予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務の変更について	

て（新型コロナウイルスワクチン接種対策室）

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 対象者に「代理人」とあり、収集項目に「代理関係を示す情報」とある。

委任状をもってワクチン接種することはないと考えられる。また、親権者や成年後見人がワクチンを受けさせることもあり得ると思うが、その場合もこのワクチン接種事務でカバーされるのか不明確に感じられる。

岡田主幹 ワクチン接種事務における対象者と考え、御指摘のとおり代理人の記載は不要です。

事務局 ここで代理人を記載している意図は、接種の代理人ではなく、接種証明交付申請書に代理人の氏名を記入する欄があったため、対象者に記載していました。ただ、基本的には個人情報の本人を記載するものですので、代理人については記載を消除します。

小林委員 当該事務には接種券の交付等も含まれているという理解でいいか。

岡田主幹 そのとおりです。ワクチン接種だけではなく、それに関連する様々な業務を含んでいます。

小林委員 その様々な業務の中に、代理人を立てることが可能なものがあるのであれば、記載していても良いように思う。

事務局 登録簿全体を見たときに、「対象者」とは誰かというところから始める必要があると考えています。任意代理人を対象者に含めるとなると、ほとんどの事務が該当することになる中で、それぞれの登録簿に記載していくのかどうかという点は、今後の検討課題にしたいと思います。来年度から公表することになるファイル簿においては、個人情報の「本人」には、委任を受けた代理人は含めないという扱いになっています。登録簿においても同様に考えるのであれば、記載する必要はないとも考えられますので、委員の皆様からも意見を頂ければと思います。

小林委員 代理人の情報を収集する場合に、代理人不可のものや可のものがあるため、収集項目には含めた方が良いでしょう。ただ、対象者に代理人を記載するのは確かに違和感がある。

玉真委員 形式的には、代理人の情報も収集することになるので入れるべきであると思うが、国の規律によると入れないでいいようなので、記載しなくてもいいのではないか。

小林委員 委任状での代理で代理人の氏名を書かせる場合、ほかの登録簿では対象者に含めているのか。

事務局 事務毎に扱いがばらばらになっているのが現状です。

玉真委員 そもそも、「代理関係を示す情報」は、個人情報に該当するのか。

須賀会長 事務局として、記載方針を統一して、ほかの登録簿についても扱えるようにしておいてはどうか。

事務局 当該事務においては、消除します。記載方針については、来年度から登録簿

の様式が改まるので、そのタイミングまでに整理したいと思います。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ修正案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

- (2) 市営住宅の管理に関する事務の変更及び事務の委託に係る個人情報保護措置について (営繕課)

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 収集先に「警察署」とあり、事務の概要欄で警察について記載があるのは「入居者の安否確認」の項目においてである。入居者と連絡がとれない場合、警察署に問合せをする、という事務手続であるという理解でいいか。

鈴木副主幹 具体的には、近隣住民から入居者の姿をしばらく見ていないといった通報が市に入りますと、合鍵をもって現場に向かいます。ただし、勝手に入室はできないため、警察に連絡して、警察官に入室してもらうことになります。

玉真委員 今の説明だと、警察から情報を得るわけではないように思われるが、収集先に警察署とあるのはなぜか。

鈴木副主幹 警察署から得る情報としては、入居要件として暴力団員でないことを定めているため、それに関する情報を収集しています。

玉真委員 申込みの段階で、本人から反社会的勢力と関係のない旨の誓約書を受け取り、それを市から警察署に確認する、ということか。

鈴木副主幹 そのとおりです。

須賀会長 保存期間を5年としているが、根拠はあるか。

鈴木副主幹 会計検査の対応のため、5年としています。廃棄については、最後に情報を活用した年度の年度末から5年経過時点で行います。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届及び保護措置報告のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

- (3) 住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置事務の変更について (市民課)

- (4) 固定資産税・都市計画税賦課事務の変更について (課税課)

担当者から一括して概要の説明を受けた。

須賀会長 固定資産税の通知等からドメスティック・バイオレンス被害者の居住地等が分かるということか。

青山課長補佐 証明を取得する場合や、閲覧する場合に、固定資産税部門で把握している居住地が分かる可能性があります。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(5) 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）事務の開始について（農政課）

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 添付資料の履歴書を見ると、学歴等の欄があるため、登録簿の収集項目に「学業・職業等」を追加すべきではないか。

山中課長補佐 修正します。

松本委員 両親が農家で、跡を継いで就農する場合も対象となるか。

山中課長補佐 新規に独立して農業をやるような場合には対象になります。

松本委員 独立した者の確定申告のみ提出してもらうことになるのか。

山中課長補佐 要件の中に世帯所得の制限がありますので、同一世帯の者の確定申告は提出してもらいます。

小林委員 経営開始資金申請追加資料の項目6に、「生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等」とあるため、収集項目に「公的扶助」を追加すべきではないか。また、当該補助金には滞納要件はないか。

戸ヶ崎主査 公的扶助については、追加します。当該事務においては滞納要件を設けておりません。

玉真委員 収集項目に「性別」とあり、履歴書にも性別欄があるが、性別を収集する意図は何か。

戸ヶ崎主査 市の事務においては、不要なものになります。添付の履歴書は国の要綱にならったものですが、国の意向として女性就農者を増やすことがあるため、性別欄があるものと解釈しています。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ修正案のとおり承認してよろしいか。
(異議無し)

(6) 野田市肥料価格高騰対策事業に関する事務の開始について（農政課）

(7) 野田市飼料価格高騰対策事業に関する事務の開始について（農政課）

担当者から一括して概要の説明を受けた。

須賀会長 収集項目「資産」について、野田市飼料価格高騰対策事業に関する事務にはチェックがついており、野田市肥料価格高騰対策事業に関する事務にはチェックがついていないが、問題ないか。

戸ヶ崎主査 この「資産」は、家畜の頭数を指しているため、飼料事務のみチェックがついています。

松本委員 周知はどのように行うのか。飼料事務においては対象が野田市家畜防疫会の会員とあることから、会員名簿から対象者に対し周知を行うのかもしれないが、畜産をしている者全員が会員となっているのか。

戸ヶ崎主査 野田市で業として畜産をしている方は、全て防疫会に加入しています。そのため、防疫会に申請書をお渡しして各対象者に配布してもらいます。肥料事務

における周知の方法としましては、市ホームページや市報、また、農協にお願いして周知していただくようお願いすることを考えています。

山中課長補佐 加えて、農業委員会だよりという広報誌を通して周知するよう作業を進めています。また、JAちば東葛が発行している大地の声という広報誌もありますので、その中に文書を折り込んでいただいて周知することも考えています。

小林委員 説明資料の3に「肥料価格高騰対策については課税課の申告データの確認を行う」とあるが、どういうことか。

戸ヶ崎主査 令和5年まで農業を継続していることが要件となっています。その確認方法として、農業収入が申告されているか否かを調べます。

小林委員 令和5年分までの確認ということか。

戸ヶ崎主査 そのとおりです。

小林委員 防疫会員であることは、収集項目に当たらないか。

戸ヶ崎主査 家畜防疫会を通じて会員に申請書を配布することになり、市で名簿等の確認をしないため、収集項目から除外しています。

小林委員 市の補助金事業であり、要件として会員であることを定めているため、その点を確認しないことに疑問は感じる。

高橋委員 肥料事務について、要件として「令和3年に50万円以上の農産物販売金額」とあるが、兼業農家でも構わないのか。

戸ヶ崎主査 兼業農家でも構いません。飽くまで50万円以上の農産物販売金額があるかないかで判断します。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(8) 新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターに関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（保健センター）

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 収集項目の「濃厚接触者又は軽度有症状がある」との情報は、健康情報ではないか。

事務局 登録簿の健康情報については、「病歴、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果、健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」として整理しています。御指摘の収集項目は、直ちにはこれには当たらないと考え、要配慮個人情報以外の項目として列記しています。

玉真委員 医師の診断を経ているか否かで健康情報に該当するか判断するということかと思うが、医師の診断ができないために検査キットを使用するのであるから、医

療類似行為として考えると健康情報に含めて管理した方が適切に思う。条例の要配慮個人情報の定義には「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」とあり、濃厚接触者であるか否かといったことは不利益を生むと十分考えられる。

事務局 おっしゃるように、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益を生じさせ得る情報であり、要配慮個人情報に準じて取り扱われることが適当であるかもしれません。一方で、要配慮個人情報の定義には「規則で定める記述等が含まれる個人情報」とあり、規則で定める記述は、野田市個人情報保護条例施行規則第2条の2に「個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第2条に規定する記述等とする」とあります。この個人情報の保護に関する法律施行令第2条に規定する記述というのが、最初に説明した内容になっています。

小林委員 濃厚接触者であるということは、陽性者と接触があるということで、陽性か否かは医師が判断したものであるから、「濃厚接触者である」ことには医師の判断が含まれているようにも思う。

事務局 キット配布時点では飽くまで本人からの申出に依拠しており、誰が医師の判断を受けた陽性者であるかという情報は収集しないため、要配慮個人情報には該当しないと整理したいと思います。ただし、いずれにしても、第三者に目的外提供するなど、本人の不利益となる取扱いはいたしませんので、御理解いただきたいと思います。

小林委員 収集項目に「患者との最終接触日」とあるが、「患者」とは対象者とは別の者か。

峯崎センター長補佐 そのとおりです。これは濃厚接触者から収集する情報になりますが、濃厚接触者である以上、感染症患者と接触しているので、その日付を収集しています。

小林委員 接触した患者が誰か、という情報は収集しないという理解でいいか。

峯崎センター長補佐 そのとおりです。

小林委員 待機期間の算定等で使用するということか。

中山センター長補佐 そのとおりです。

小林委員 検査キット申込セット数は消除するとのことだが、患者との最終接触日は残すか。

玉真委員 個人情報なのかといわれると疑問がないことはない。

小林委員 濃厚接触者である事実が別に収集項目として挙げられている。濃厚接触者である事実は個人情報かと思うが、患者との最終接触日は違和感がある。

峯崎センター長補佐 修正します。

小林委員 説明資料の2に「発生届情報については、医師が新型コロナウイルス感染症発生届の作成をするために収集され、市は保有しない」とあるが、どの情報を保有しないのか。

峯崎センター長補佐 検査キットを使用して結果が陽性であった場合には、自身で専用サイトから陽性者登録を行ってもらいます。登録された情報については、医師が発生届を作成し保健所に提出します。誰が陽性として登録したかということについて、市は収集しないという意味で記載しています。

小林委員 2の陽性者登録の情報そのものを市は保有するのか。

木村主査 陽性者については件数のみ収集します。

小林委員 そうすると登録簿の収集項目は全て1の事務において収集する情報ということか。

峯崎センター長補佐 そのとおりです。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ修正案のとおり承認してよろしいか。
(異議無し)

(9) 住民監査請求に基づく監査に関する事務の変更について(監査委員事務局)

(10) 財政援助団体等に対する監査に関する事務の変更について(監査委員事務局)
担当者から一括して概要の説明を受けた。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。
(異議無し)

須賀会長 以上で第4回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上